

備えで安心 135

～南海トラフ地震などあらゆる災害への備え～

ご存じですか

被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行います。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなつた建物は、余震によつて倒壊したり建物の一部が落下したりして人的被害を起こしかねません。そのため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行して、できるだけ速やかに応急危険度判定を

行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものがあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

それぞれの目的をご理解いただ

き、判定のための調査の際には、ご協力くださいますようお願いします。

■被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で、応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの。

■住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で、被害程度を認定するもの。

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次灾害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの。※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

また、被災建築物応急危険度判定講習会を次のとおり開催しますので、建築士の資格をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

日時

10月24日(火)
午後1時～5時

場所

四万十市立中央公民館

申込

(公社)高知県建築士会

高知市本町1-3-20

☎ 088-822-0255



被災建築物応急危険度判定の例

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(緑)	(黄)	(赤)
 この建物は使用可能です。	 この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。	 この建物に立ち入ることは危険です。

○お問い合わせ

【本庁】情報防災課 消防防災係 ☎ 431-2188

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口 第1係

☎ 555-3113